

平成30年 月 日

様

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英



神奈川県身体障害施設協会

会長 伊藤 崇博



特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書

利用者が安心し安全な地域生活を継続していくため、地域福祉を中心的に担う市町村が、障害福祉サービスの更なる推進と充実が図られるよう次のとおり要望いたします。

1. 障害者地域生活サポート事業の実施に向けた要望

- (1) 障害者地域生活サポート事業は平成18年度に施行されて12年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市1/2負担の協調事業でもあります。実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じており、全体の実施率としても約16%と低い状況です。つきましてはこの事業についてのご理解をいただき、実施率を上げていただくよう要望いたします。(継続要望)
- (2) 障害者地域生活サポート事業の実施により支援の充実が図られ、利用者の立場に立ったサービスの提供ができるよう、特に比較的実施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。(継続要望)
 - ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、13市町村が実施。
 - イ 「単独型短期入所促進事業」については、12市町村が実施。
 - ウ 「地域防災拠点事業」については、10市町村が実施。
 - エ 「医療的ケア支援事業」については、9市町村が実施。
 - オ 「グループホーム地域生活支援事業」については、9市町村が実施。
- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いている。事業安定運営のために新たに「障害者地域

生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニュー又は、相談員確保に際しての支援策の項目の追加を要望します。(継続要望)

- (4) 各市町村で実施されている事業について広報等による公開を要望します。(継続要望)

2. 障害者グループホームの運営について

- (1) 障害者グループホーム等運営費補助事業は、グループホーム等で障害者が安心して地域生活を送るためにとても重要なものと考えています。交付金化されましたが、引き続き市町村を中心に継続実施できるよう要望します。(継続要望)
- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000~17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも、市町村の補助としてグループホームの家賃補助、実態を考慮した補足的増額などが図られよう要望します。(継続要望)

3. 障害児サービスについて

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障害児の増加や医療的ケアが必要な重度障害児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障害児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。(継続要望)
- (2) 障害児施設における加齢児の対応について、児童福祉法では、20歳になるまでの措置延長は認められておりますが、20歳に達した加齢児は、平成33年3月末以後は入所の継続ができないこと定められています。(みなし期間の延長)。移行支援の現状としては、障害者支援施設、グループホーム等の協力により進めることができます。しかし、依然として全ての加齢児が移行できているわけではなく、行動障害の方や重度重複障害の方の移行が困難な状況に変わりはありません。加齢児への継続的な関わりと、対象者の福祉事務所通知が行われた際は、速やかに関係機関との連携を図り、意思決定支援、障害支援区分の調査等を行い、移行支援の実現に向けて調整してください。また、障害者地域生活サポート事業の「成人サービス移行者受け入れ事業」等を活用し加齢児対策が一層推進するよう要望します。(継続要望)

4. 相談支援事業の充実

- (1) 相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の

増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。(継続要望)

5. 短期入所事業について

- (1) 障害者が在宅生活を暮らす上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。(継続要望)
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。(継続要望)

6. 就労関連について

- (1) 障害者の経済自立は、地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。福祉的就労による工賃向上や施設外就労の柔軟な運営のため、福祉施設への物品購入の役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障害者の直接雇用の推進、公平中立な共同発注窓口の設置が図られよう要望します。(継続要望)

7. 障害者の防災対策について

- (1) 東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨などの大規模災害では、広域的な防災支援は急務です。障害者は、一般市民を対象にした避難所の環境に馴染めず、危険と知りながら自宅に戻ることや、車上生活をした事案もみられます。障害児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加し、地域での防災の啓発的な役割を担えるよう要望します。(継続要望)
- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。(継続要望)

8. 発達障害者への支援の充実について

- (1) 現在かながわA(エース)が県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障害者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、この事業所だけでは困難な状況にあります。

各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障害者支援の充実を図っていただくことを要望します。(継続要望)

9. 人材確保について(新規要望)

- (1) 福祉人材の確保については、障害者福祉のみならず福祉事業全体に渡って難しくなっています。すぐに改善する兆しは見られていません。そのような時でも将来の福祉職を目指す人々は学校等で学んでいます。また、共生社会の実現には今の子供たち世代やその後の世代が関わっていく課題もあります。そこで学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障害者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

10. その他

- (1) 地域生活支援拠点等の整備
地域生活拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき、面的整備型の他、人的配置及び施設整備等を行う多機能機能拠点型の整備も含み、具体的な計画策定を要望します。(継続要望)
- (2) 基幹相談支援センターの設置について
この事業については、神奈川県では未設置の市町村もあります。また、この事業の実施にあたり「入所から地域移行の利用調整等」も円滑におこなわれていません。そのため、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。(継続要望)
- (3) 市町村地域生活支援事業について
市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。(継続要望)

恐れ入りますが、この要望書についての回答は、文書で平成 年 月 日までにお願いいたします。